

北海道ケアラー支援推進計画（仮称）
「素案」から「案」への変更点（対照表）

連番	頁	素案	案	主な変更内容
1	P12	<p>② 家族介護を取り巻く状況</p> <p>2 医療的支援や福祉的支援を必要とする方の状況 (5) ひとり親家庭の状況</p> <p>③ 世帯年収</p> <p>〔※ <u>H27</u>年の全国平均は、母子<u>348</u>万円・父子<u>573</u>万円〕 (図表略)</p>	<p>② 家族介護を取り巻く状況</p> <p>2 医療的支援や福祉的支援を必要とする方の状況 (5) ひとり親家庭の状況</p> <p>③ 世帯年収</p> <p>〔※ <u>R 3</u>年の全国平均は、母子<u>373</u>万円・父子<u>606</u>万円〕 (図表略)</p>	<p>国の統計が公表されたことにより、世帯年収の全国平均を更新。</p>
2	P19	<p>④ 条例の概要と計画推進のための基本的事項</p> <p>2 条例の構造と主なポイント</p> <p>第1条【目的】 全てのケアラーとその家族が<u>安心して暮らすこと</u>のできる地域社会の実現</p>	<p>④ 条例の概要と計画推進のための基本的事項</p> <p>2 条例の構造と主なポイント</p> <p>第1条【目的】 全てのケアラーとその家族等が<u>孤立することなく健康で心豊かな生活を営み、将来にわたり夢や希望を持って暮らすこと</u>のできる地域社会の実現</p>	<p>条例第1条に掲げる「目的」が明瞭となるよう、要約した記述を正確な抜粋に変更。</p>
3	P21	<p>④ 条例の概要と計画推進のための基本的事項</p> <p>3 計画推進のための基本的事項</p> <p>(3) 基本的施策 条例に<u>基づき、ケアラー支援</u>を効果的に展開していく観点から、(中略)3つの柱を基本的施策としています。</p>	<p>④ 条例の概要と計画推進のための基本的事項</p> <p>3 計画推進のための基本的事項</p> <p>(3) 基本的施策 条例に<u>掲げる「全てのケアラーとその家族等が孤立することなく健康で心豊かな生活を営み、将来にわたり夢や希望を持って暮らすことができる地域社会の実現」</u>に向けては、<u>各般の施策</u>を効果的に展開していく観点から、(中略)3つの柱を基本的施策としています。 <u>本計画では、これらを重点的な取組に位置付け、条例に掲げる目的・理念の実現を図っていきます。</u></p>	<p>本計画期間及び次期計画を見据えた中長期的の取組の進め方を追記。</p>

連番	頁	素案	案	主な変更内容
		<p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">3つの柱 (図表略)</div> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>目指す姿 (条例第1条に掲げる目的)</u> <u>全てのケアラーとその家族等が孤立することなく健康で心豊かな生活を営み、将来にわたり夢や希望を持って暮らすことができる地域社会の実現</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">3つの柱 (図表略)</div> <p style="text-align: center;"><u>(取組の進め方)</u> <u>本計画期間においては、当面の課題 (P18) を踏まえて設定した取組について、実施状況を分析・評価の上、必要な見直しを行いながら、総合的・計画的に推進していきます。</u> <u>さらに、次期計画に向けては、各種取組の結果からみえた課題とその対応策を整理し、市町村や関係機関・団体、ケアラーとその家族等から意見を聴きつつ、道が実施すべき施策を引き続き検討していきます。</u></p>	<p>中長期的に施策を推進していく上で、そのスタートとなる本計画期間での取組の考え方を明記。</p>
4	P22	<p>⑤ ケアラーを支援するための具体的取組 1 普及啓発の促進 (3) 具体的取組</p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p>	<p>⑤ ケアラーを支援するための具体的取組 1 普及啓発の促進 (3) 具体的取組 ① 「ケアラー支援推進月間」の設定 <u>ケアラーに関する理解を広めていくため、一定の期間を定めた上で、集中的な広報や啓発活動を行うこととし、11月11日の「介護の日」と連動して、毎年11月を「ケアラー支援推進月間」に位置付け、重点的な啓発活動を展開していきます。</u> <u>(図表略)</u></p>	<p>ケアラー支援に関する啓発活動を積極的に展開する「月間」を設定。</p>

連番	頁	素案	案	主な変更内容
5	P23	<p>⑤ ケアラーを支援するための具体的取組</p> <p>1 普及啓発の促進</p> <p>(3) 具体的取組</p> <p>① ポスターやリーフレット等による啓発 (後略)</p>	<p>⑤ ケアラーを支援するための具体的取組</p> <p>1 普及啓発の促進</p> <p>(3) 具体的取組</p> <p>② 広報啓発活動の展開</p> <p>a ポスターやリーフレット等による啓発 (後略)</p>	項番を整理。
6	P25	<p>⑤ ケアラーを支援するための具体的取組</p> <p>1 普及啓発の促進</p> <p>(3) 具体的取組</p> <p>(中略)</p> <p>② ホームページやSNSを活用した情報発信 (後略)</p>	<p>⑤ ケアラーを支援するための具体的取組</p> <p>1 普及啓発の促進</p> <p>(3) 具体的取組</p> <p>(中略)</p> <p>b ホームページやSNSを活用した情報発信 (後略)</p>	項番を整理。
7	P26	<p>⑤ ケアラーを支援するための具体的取組</p> <p>1 普及啓発の促進</p> <p>(3) 具体的取組</p> <p>(中略)</p> <p>③ ケアラー支援に関するシンポジウムやフォーラムの開催 (後略)</p>	<p>⑤ ケアラーを支援するための具体的取組</p> <p>1 普及啓発の促進</p> <p>(3) 具体的取組</p> <p>(中略)</p> <p>c ケアラー支援に関するシンポジウムやフォーラムの開催 (後略)</p>	項番を整理。
8	P26	<p>⑤ ケアラーを支援するための具体的取組</p> <p>1 普及啓発の促進</p> <p>(3) 具体的取組</p> <p>(中略)</p> <p>④ 道と包括連携協定を結ぶ企業等との協働 (後略)</p>	<p>⑤ ケアラーを支援するための具体的取組</p> <p>1 普及啓発の促進</p> <p>(3) 具体的取組</p> <p>(中略)</p> <p>d 道と包括連携協定を結ぶ企業等との協働 (後略)</p>	項番を整理。

連番	頁	素案	案	主な変更内容
9	P27	<p>⑤ ケアラーを支援するための具体的取組</p> <p>2 早期発見及び相談の場の確保</p> <p>(2) 基本的な考え方（着眼点） （前略）</p> <p><u>なお、ヤングケアラーへの支援に当たっては、（中略）環境の整備を図ることが重要となります。</u></p> <p>（図表略）</p>	<p>⑤ ケアラーを支援するための具体的取組</p> <p>2 早期発見及び相談の場の確保</p> <p>(2) 基本的な考え方（着眼点） （前略）</p> <p><u>また、実際の相談対応においては、例えば、周囲と区切られた場所で行うなど、相談者のプライバシー保護に十分配慮した仕組みとする必要があります。</u></p> <p><u>加えて、ヤングケアラーへの支援に当たっては、（中略）環境の整備を図ることが重要となります。</u></p> <p><u>なお、条例では、18歳未満のケアラーをヤングケアラーと定義していますが、18歳を超えた大学生など、いわゆる若者ケアラーであっても、年齢により一律に対象外とせず、青年期から成人期にかけては、進学や就職等の将来設計を立てる機会が多くなる時期でもあることを踏まえ、切れ目のない適切な支援を行うことが大切です。</u></p> <p>（図表略）</p>	<p>基本的な考え方として、相談対応時に必要な配慮について追記。</p> <p>18歳を超えた「若者ケアラー」の支援における留意事項を追記。</p>
10	P42	<p>⑤ ケアラーを支援するための具体的取組</p> <p>3 ケアラーを支援するための地域づくり</p> <p>(3) 具体的な取組</p> <p>② 介護者サロンやカフェなど交流拠点の整備促進</p>	<p>⑤ ケアラーを支援するための具体的取組</p> <p>3 ケアラーを支援するための地域づくり</p> <p>(3) 具体的な取組</p> <p>② 介護者サロンやカフェなど交流拠点の整備促進 （前略）</p> <p><u>また、ケアラーとその家族をそれぞれに支援するだけでなく、双方がともに参加する場において、互いの思いを共有し、スタッフが仲介役となって関係調整を行い、一体的に支援することが、良好な家族関係の維持に有効とされています。</u></p> <p>（後略）</p>	<p>交流拠点において、ケアラーとその家族を一体的に支援することの有効性を追記。</p>

連番	頁	素案	案	主な変更内容
11	P48	<p>⑦ ケアラー支援に関連する道の事業 1 (略)</p> <p>(図表略)</p> <p>(新設)</p>	<p>⑦ ケアラー支援に関連する道の事業 1 (略)</p> <p>(図表略)</p> <p><u>道がケアラー支援の取組を進めるに当たり、民間団体等の協力を得る際は、当該団体等が、法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律(令和4年法律第105号)第4条及び第5条に定める禁止行為を行っていないことなどにも留意することとします。</u></p>	<p>道がケアラー支援を進めるに当たって民間団体等の協力を得る際の留意事項を追記。</p>
12	P63	<p>⑧ 数値目標の設定 目標(5) 人材の育成 (①ケアラー支援) (図表略)</p> <p>受講対象者は主に上記のとおりですが、ケアラー支援に携わる職員が<u>幅広く</u>適切な知識と技術を習得できるよう、市町村社会福祉協議会や介護・障害福祉サービス事業所職員、医療従事者、民生委員・児童委員等も受講可能としています (P34)。</p>	<p>⑧ 数値目標の設定 目標(5) 人材の育成 (①ケアラー支援) (図表略)</p> <p>受講対象者は主に上記のとおりですが、ケアラー支援に携わる<u>幅広い関係者も</u>適切な知識と技術を習得できるよう、市町村社会福祉協議会や介護・障害福祉サービス事業所職員、医療従事者、民生委員・児童委員等も受講可能としています (P34)。</p>	<p>研修の受講対象者を保健福祉の専門職に限定しない理由がわかりやすくなるよう修文。</p>
13	P64	<p>⑧ 数値目標の設定 目標(6) 人材の育成 (②ヤングケアラー支援) (図表略)</p> <p>受講対象者は主に上記のとおりですが、<u>ヤングケアラー支援に携わる職員が幅広く</u>適切な知識と技術を習得できるよう、<u>ケアラー支援に携わる職員</u>も受講可能としています (P34)。</p>	<p>⑧ 数値目標の設定 目標(6) 人材の育成 (②ヤングケアラー支援) (図表略)</p> <p>受講対象者は主に上記のとおりですが、<u>ケアラー支援に携わる幅広い関係者も</u>適切な知識と技術を習得できるよう、<u>市町村社会福祉協議会や介護・障害福祉サービス事業所職員、医療従事者、民生委員・児童委員等</u>も受講可能としています (P34)。</p>	<p>研修の受講対象者を児童福祉・学校教育関係者に限定しない理由がわかりやすくなるよう修文。</p>